社団法人日本全身咬合学会からのお知らせ

社団法人 日本全身咬合学会 理事長 渡邉 誠

近年、学会や論文発表において、倫理審査委員会の承認番号を明記することが求められております。 そこで、日本全身咬合学会では、2025 年 12 月開催の第 35 回学術大会より、ヒトを研究対象とする 内容については、ヘルシンキ宣言を遵守して倫理的に行われるべく、研究計画が研究倫理審査委員会の 承認を得ていることを前提とさせていただくこととなりました。

本学会で口演、ポスターの発表を希望されるかたは、下記の学会発表フローチャートにしたがって、 応募していただきたく、お願い申し上げます。

日本全身咬合学会 学会発表フローチャート はい 発 症例報告として応募できます 表 ●研究目的でないもの 内 ・研究目的でない医療の一環とみなすことができるもの 容は症例報告ですか ・医療従事者が、傷病の予防、診断又は治療を専ら目的とする医療で自ら行ったものに おける患者の転帰や予後等について一例から数例の個別の症例を報告するもの ●研究目的のもの ・診療の有効性・安全性を評価するなど研究的要素を含むもの (症例数は関係ない) ・症例集積、ケースシリーズ、通常の診療を越えた医療行為で研究目的 のもの、通常の診療を越えない医療でも群間比較等、研究や調査を 意図したもの。 般演題として 所属機関、学会の倫理審査委員会等で、 はい 応募できます 内容に対応した審査申請を行い承認を いいえ ? 受けたうえで実施しましたか? 発表できません *症例報告に該当するかどうかは、演題受付後、倫理委員会が確認します。

*判断に迷う場合は事前に倫理委員会に相談してください.